ハ　国立大学法人埼玉大学学務部教育学部支援室
（埼玉県さいたま市桜区下大久保二五五　郵便番号三三八―八五七〇）
ニ　国立大学法人東京学芸大学学務部教育企画課資格認定試験係
（東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号　郵便番号一八四―八五〇一）
ホ　国立大学法人金沢大学学生部学務課総務係
（石川県金沢市角間町　郵便番号九二〇―一一九二）
ヘ　国立大学法人愛知教育大学教育研究支援部教務課教務企画担当係
（愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢一　郵便番号四四八―八五四二）
ト　国立大学法人大阪教育大学学務部教務課
（大阪府柏原市旭ヶ丘四丁目六九八番一号　郵便番号五八二―八五八二）
チ　国立大学法人岡山大学教育学系事務部庶務グループ
（岡山県岡山市北区津島中三丁目一番一号　郵便番号七〇〇―八五三〇）
リ　国立大学法人香川大学教育学部学務係
（香川県高松市幸町一番一号　郵便番号七六〇―八五二二）
ヌ　国立大学法人福岡教育大学教育支援課
（福岡県宗像市赤間文教町一番一号　郵便番号八一一―四一九二）

○文部科学省告示第九十一号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十四年度小学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年五月一日

文部科学大臣　平野　博文

一　取得できる普通免許状の種類
小学校教諭二種免許状
二　平成二十四年度小学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関
国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人横浜国立大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人岡山大学及び国立大学法人熊本大学
三　認定試験の受験資格
次のいずれかに該当する者
イ　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者
ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成二十四年四月一日における年齢が満二十歳以上のもの
四　認定試験の施行期日及び場所
イ　第一次試験
(1)　期日　平成二十四年九月一日（土）及び平成二十四年九月二日（日）
(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所
ロ　第二次試験
(1)　期日　平成二十四年十月十三日（土）及び平成二十四年十月十四日（日）
(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所
ハ　指導の実践に関する事項に係る試験
(1)　期日　平成二十四年十一月中旬から下旬までの間において認定試験の実施機関の定める日
(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所
五　出願手続
イ　出願書類　認定試験を受験しようとする場合は、受験願書（受験手数料として一万四千六百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他認定試験の実施機関が定める必要な書類を添えて提出すること。
ロ　願書の請求及び提出先　受験を希望する認定試験の実施機関の担当部署（国立大学法人宮城教育大学で第一次試験を受験する者は国立大学法人横浜国立大学へ提出すること。）
ハ　願書の受付期間　平成二十四年六月一日（金）から平成二十四年六月十五日（金）まで（郵送によるものとし、平成二十四年六月十五日消印のものまで受け付ける。）
六　その他
受験手続等に関する照会は、次に掲げる認定試験の実施機関の担当部署に行うこと。
イ　国立大学法人東京学芸大学学務部教育企画課資格認定試験係
（東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号　郵便番号一八四―八五〇一）
ロ　国立大学法人横浜国立大学教育人間科学部入試係
（神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台七十九番二号　郵便番号二四〇―八五〇一）
ハ　国立大学法人静岡大学教育学部学務係
（静岡県静岡市駿河区大谷八三六　郵便番号四二二―八五二九）
ニ　国立大学法人岡山大学教育学系教務学生係
（岡山県岡山市北区津島中三丁目一番一号　郵便番号七〇〇―八五三〇）
ホ　国立大学法人熊本大学教育学部事務ユニット教務担当
（熊本県熊本市中央区黒髪二丁目四〇番一号　郵便番号八六〇―八五五五）

○文部科学省告示第九十二号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十四年度特別支援学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年五月一日

文部科学大臣　平野　博文

一　平成二十四年度特別支援学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の種目及び取得できる普通免許状の種類

認定試験の種目	取得できる普通免許状の種類
自立活動（聴覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	聴覚障害教育
自立活動（肢体不自由教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	肢体不自由教育

二　認定試験の実施機関
国立大学法人筑波大学
三　認定試験の受験資格
次のいずれかに該当する者
イ　大学（短期大学を除く。）を卒業した者
ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成二十四年四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの
ハ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第四条表の上欄各号に掲げる者
四　認定試験の施行期日及び場所
イ　第一次試験
(1)　期日　平成二十四年八月十二日（日）
(2)　場所　国立大学法人筑波大学東京キャンパス文京校舎（東京都文京区大塚三丁目二十九番地一号）
ロ　第二次試験
(1)　期日　平成二十四年十月七日（日）
(2)　場所

認定試験の種目	試験場	所在地
自立活動（聴覚障害教育）	筑波大学附属聴覚特別支援学校	千葉県市川市国府台二丁目二番地一号
自立活動（肢体不自由教育）	筑波大学東京キャンパス文京校舎	東京都文京区大塚三丁目二十九番地一号